

緑区防犯安全マップ作成等業務（6校分）仕様書

1 件名

緑区防犯安全マップ作成等業務（6校分）

2 事業目的

さいたま市緑区内の小学校に通学する児童等の防犯意識の醸成を図り、犯罪被害の発生を防止するため、区内公立小学校ごとに、各通学区域内の危険箇所等の位置を記した緑区防犯安全マップ（以下、「マップ」という。）を作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

4 履行場所

さいたま市緑区大字中尾975-1 外

5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

さいたま市緑区内の公立小学校（校）毎に、緑区防犯安全マップの作成。

項目	詳細
紙質	コート紙、斤量90k
展開	A2判
折り	学校ごとにクロス四つ折（印刷面の学校名を上）にする。
刷り色	片面、フルカラー（石油系溶剤を含まないインキを使用）
校正	4回程度校正を行う。 （校正原稿の回収方法は、当課での直接の引き渡し、委託者からの郵送または電子データでの送付とし、委託者と協議のうえ決定する。なお、校正にかかる原稿は、受託者への引き渡し用と区の控え用として、1部用意すること。）
図面	測量法に定める国土地理院の長に使用承認を受けた最新の地図。 但し、背景図については受託者で所有する地図の使用も可とする。その際、基準測量の成果を編集して使用した地図として、測量法第30条の承認を得ること。
縮尺	緑区公立小学校毎に、その通学区域内全体が掲載できる縮尺とする。
掲載事項	緑区防犯安全マップに掲載する事項は、別表1「マップ掲載内容」のとおりとする。
その他	① 緑区防犯安全マップ（令和6年度作製、令和7年度作製）を参考に作成する。 （タイトル名、方位、注意喚起・啓発文章、該当の小学校及び管轄警察署連絡先、改訂等） ② 区画整理等の境界・道路等の変更が生じるところについて、必ず現地調査を実施のうえ、新しい区画や道路状況を地図面に反映させること。

別表1 マップ掲載内容

掲載箇所	掲載事項	内容	プロット数
指定された箇所 (赤丸数字)	子どもひなん 所 110 番の家 (教 育 委 員 会)	小学校毎に登録されている「子どもひなん所 110 番の家」について、委託者から提供された資料のとおり、該当箇所に反映し作成する。	約 250
指定された箇所 (青丸数字)	子どもひなん 所 110 番連絡 所 (商店会)	「子どもひなん所 110 番の連絡所 (商店会)」について、委託者から提供された資料のとおり、該当箇所に反映し作成する。	約 150
指定された箇所 (緑丸数字)	子どもひなん 所 110 番連絡 所 (緑区)	「子どもひなん所 110 番の連絡所 (緑区)」について、委託者から提供された資料のとおり、該当箇所に反映し作成する。	約 200
指定された箇所	飛び出し注意	委託者から指定された場所に委託者が提供した「飛び出し注意」のイラスト資料を参考にイラスト (アイコン) を作成すること。作成したイラストをマップ上の該当箇所に反映すること。イラストのデザインは、委託者と協議して決める。	約 200
指定された箇所	不審者が出た 場所	委託者から指定された場所に委託者が提供した「不審者」のイラスト資料を参考にイラスト (アイコン) を作成すること。作成したイラストをマップ上の該当箇所に反映すること。イラストのデザインは、委託者と協議して決める。	約 60
指定された箇所	注意が必要な 場所	委託者から指定された場所に委託者が提供した「注意が必要な場所」のイラスト資料を参考にイラスト (アイコン) を作成すること。作成したイラストをマップ上の該当箇所に反映すること。イラストのデザインは、委託者と協議して決める。	約 60
指定された箇所	暗い道路	委託者から指定された場所の道路部分を太い実践で塗りつぶす。(色については、委託者と調整すること。)	約 60
指定された箇所	特に注意が必 要な道路	委託者から指定された場所の道路部分を太い実践 (赤色) で塗りつぶす。	約 60
指定された箇所	スクールゾー ン	委託者から指定された場所の道路部分を太い実践 (エメラルドグリーン色) で塗りつぶす。	約 120
指定された箇所	市境界線	市の境界線を太い黒色の長二点鎖線で示すこと。	約 20
指定された箇所	注意が必要な 箇所の	委託者から指定された場所に「注意喚起を促す吹き出し (コメント)」を該当箇所に反映し、作	約 100

	吹き出し	成する。イラストのデザインは、委託者と協議して決める。	
指定された箇所	避難場所	指定避難場所となっている箇所に指定された内容のイラスト（アイコン）を該当箇所に反映し、作成すること。	約 60
指定された箇所	A E D 設置場所	さいたま市緑区の学校及び公共施設において設置している A E D の該当箇所に、イラスト（アイコン）を該当箇所に反映し、作成すること。	約 100
指定された箇所 （任意）	凡例	※掲載しない場合あり ①市・区・丁目・字界 ②新幹線・J R・私鉄 ③国道・高速道路・主要地方道路・県道・道路愛称名・緊急輸送道路・信号機 ④市役所・区役所・支所・市民の窓口 ⑤消防署・出張所・消防団 ⑥警察署・項番・その他官公署 ⑦大学・学校 ⑧公民館・図書館・コミュニティセンター・文化施設 ⑨児童センター、公立保育園 ⑩避難場所・帰宅困難者一時滞在施設・応急給水場所・ ⑪公園・緑地	約 700

6 資料及びデータの貸与

（１）区の色・ロゴマーク及び区の花デザイン・ロゴ（j p g 及び a i 形式）

さいたま市ウェブサイトより、区の花・区の色・ロゴマークについては、j p g 及び a i 形式のデータを区の花デザイン・ロゴについては、j p g のデータをそれぞれダウンロードすることができる。

なお、使用にあたっては、「10区カラーデザインマニュアルH2702改訂版」及び「さいたま市区の花ロゴデザインマニュアル」を参照する。

区の色・区のロゴマークの使用について（本市ウェブサイト）

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/016/002/p006312.html>

区の花デザインについて（本市ウェブサイト）

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/016/002/p038299.html>

（２）子どもひなん所 110 番の家（教育委員会・商店会・緑区）の位置情報について

受託者は、委託者が提供する所在地データ及び地図面から、小学校毎に通学区域の範囲内の図面を作成する。

(3) 飛び出し注意、不審者が出た場所、注意が必要な場所、暗い道路、特に注意が必要な道路、スクールゾーン

受託者は、地図面データから、小学校毎に通学区域の範囲内の図面を作成する。

小学校毎に通学区域の範囲内の図面に、飛び出し注意、不審者が出た場所、注意が必要な場所、暗い道路、特に注意が必要な道路、スクールゾーン等を委託者が記入する。

(4) その他掲載に必要な資料及び図面

7 成果物

(1) 緑区防犯安全マップ（令和9年3月発行予定）

合計 10,100部（学校ごとの部数は次のとおり）

別表2 緑区防犯安全マップ作成及び納品部数内訳表

小学校名	作成部数 (枚)	納品場所ごとの納品部数（枚）	
		小学校	緑区総務課
尾間木小学校 〒336-0926 さいたま市緑区東浦和 8-11-5	1,900	1,600	300
野田小学校 〒336-0977 さいたま市緑区上野田 16	600	400	200
道祖土小学校 〒336-0907 さいたま市緑区道祖土 1-1-1	1,800	1,600	200
中尾小学校 〒336-0932 さいたま市緑区中尾 2596-1	1,700	1,500	200
芝原小学校 〒336-0917 さいたま市緑区芝原 2-5	1,400	1,200	200
美園北小学校 〒336-0967 さいたま市緑区美園 2-12-11	2,700	2,500	200

※1 梱包は学校ごとにまとめ、他の学校が混在しないようにする。

※2 梱包時は、同一学校のマップを一定数毎（例えば100部等）に束ねること。

※3 各部数のうち、別表2「緑区防犯安全マップ作成及び納品部数内訳表」のとおり、指定された部数を各小学校及び委託者（緑区役所区民生活部総務課）に納品する。

各小学校の納品時に、受領印（担当職員の記名可）をもらい、その書類を「受領報告書」として、業務完了時に委託者に提出すること。

(2) マップ（電子データ）

ア ホームページ掲載用データ

個人情報（子どもひなん所110番の家）等の掲載を一部削除した（子どもひなん所110番の家等の名称を空欄）マップのデータをPDFで作成し、6校分を1枚のCD-ROM又はDVD-ROMに格納して納品すること。

個人情報の削除の方法及び内容については、委託者の指示した箇所を消すこと。また、削除の仕方及び掲載の方法については、委託者と協議すること。

イ データサイズ(1データあたり)PDFともに1,000キロバイト以内で作成すること。

ウ マップ（電子データ）は、委託者（緑区役所区民生活部総務課）に納品する。

(3) 納期

令和9年3月23日(火) 午後3時まで

8 配布時期等

緑区防犯安全マップの配布時期は、次のとおりとする。

(1) 開始日 令和9年3月24日(水)

(2) 配布終了日

令和11年3月31日または、緑区防犯安全マップ(令和9年3月発行予定)の配布用の在庫がなくなった日。ただし、令和11年3月31日以降であっても、緑区防犯安全マップ(令和9年3月発行予定)の配布用の在庫がある場合は、その利用を妨げない。

(3) 在庫管理

請負成果品の配布及び在庫管理等はさいたま市が行うものとする。

9 一般事項

(1) 受託者は、契約締結後、本委託に関する次の①及び②の書類をさいたま市に提出する。書類の内容については、事前にさいたま市と協議する。

① 現場責任者を明記した担当者名簿、業務体制及び危機管理体制

② 業務スケジュール・作業行程

(2) 受託者は、この契約の履行に際して、さいたま市から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(3) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、さいたま市に連絡する。

(4) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

(5) 受託者は、業務の実施にあたって、さいたま市及び第三者に損害を及ぼしたときは、さいたま市の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。

(6) 本仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の時効についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。

なお、疑義の生じた場合には、さいたま市と受託者で協議し取り決める。

10 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めること。

11 その他

(1) 本業務の成果物に係わる著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款(以下、「約款」という)第4条の規定に基づき、さいたま市に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する著作権、さいたま市が受託者に対し貸与又は提供する情報を除く部分の著作権その他の権利は、受託者及び受託者にその使用を許諾した第三者に帰属するものとし、約款第3条及び第4条の規定に関わらず、本業務目的以外で利用する場合には受託

者の許諾を得るものとする。

- (2) 区保有データの授受が必須であるため、プライバシーマークまたは「国際規格 ISO/IEC 27001」の評価基準である「情報セキュリティマネジメント (ISMS) 適合性評価制度」認証を取得していること。
- (3) 正確かつ簡潔で見やすいものとするために、都市計画図やイラスト的なマップではなく、道路・主要建築物・水部などの要素からなる編集地図として作成すること。
- (4) 受注者は、地図及びGISの精密な調整が可能な測量業者とし、国土交通省に登録していること。
- (5) 本成果品で使用するイラストについては、委託者が指定するものについては、委託者から貸与とするが、受注者で用意するイラストは、フリー素材ではなく、オリジナルの構図で作成（上限 10 点）するものとする。